

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日 時 令和 8 年 3 月 23 日 (月)
開会 午前 10 時
閉会 午前 11 時 22 分
3 場 所 正・副議長応接室
4 出席委員 (委員長) 梅村均、(副委員長) 伊藤隆信
(委 員) 鬼頭博和、木村冬樹
5 欠席委員 なし
6 出席議員 須藤智子議長、谷平敬子副議長、水野忠三議員
7 事務局 議会事務局長 丹羽至、同主幹 田島勝己
8 委員長あいさつ
9 議長あいさつ
10 協議事項

(1) 議会基本条例の改正について

議会事務局主幹：資料に基づき説明

梅村委員長：第 27 条の特別委員会について説明したら、何も言われなかったのか。

議会事務局主幹：議会の代表は議長になると言われた。

「努めるものとする」表記について、「ものとする」の表記の解釈は原則とする意味で、「努めなければならない」の表記は努力義務であり緩い解釈となるが確認があった。

木村委員：「ものとする」の方が強い意味合いになるのか。次の改正のときに考えるか。

議会事務局長：「努めなければならない」にしたことによって、例規審査委員長に確認したが改正すると全体的に条例が全体的に今よりも後退しているようになる。

梅村委員長：「しなければならない」と「するものとする」とでは、どちらが強いのか。「しなければならない」のほうが強いイメージがある。

木村委員：例えば、条例第 17 条第 5 項の「議会は、自らの改革に継続的に取り組まなければならない。」とあるが、改正前は「議会は、自らの改革に継続的に取り組むものとする。」と考えると取り組まなければならないのほうがイメージが強いと感じる。例外を認めないわけで義務になるから。弱くしたと思わずに考えた。

梅村委員長：本当に後退したととれるなら、明日の議会基本条例推進協議会で、該当部分を「努めるものとする」に表記を変更したらどうか。

木村委員：明日、変更できるなら、変更したほうがよい。

議会事務局主幹：「しなければならない」を「ものとする」に変更することでよろしいか。

木村委員：弱くしたと思われる表記は変えていく。改正箇所が減ると思われる。

議会事務局主幹：意味合いの確認があった。第 23 条第 2 項の市長等の表記について、実務上副市長や総務部長との協議でも市長が行うものと解釈する。

木村委員：等を抜くことを承知した。

梅村委員長：実際は市長と行うことはなく、副市長のときもある。

須藤議長：副市長でも市長が行うこともある。

議会事務局主幹：例えば、議会事務局職員の人事を協議するときに副市長と協議することがあると思うが、等を含むと教育長を含むことになる。例規審査では市長等の表記でよいか人事に確認するよう依頼があり、確認したら等を外すほうがよいと確認した。

議会事務局長：条例第 2 条に市長等の表記に関する定義がされている。

全国の例規を見ると市長等とあるが定義されていない。

木村委員：等を抜くこととしたらどうか。

梅村委員長：第 21 条を見ると、「行うものとする」と「行うよう努めなければならない」を比較した時の話ではなくて、「ものとする」と「しなければならない」を比較し「ものとする」の方が強いことか。

水野議員：自分が調べた範囲では「しなければならない」が非常に強くて、「するものとする」は強いけど、「しなければならない」よりも弱いというかそうあるべきだという感じで、「しなければならない」のほうが義務を負わせるものに対して、「するものとする」は運用で一定の柔軟性を持たせるものである。

木村委員：いままでの我々の解釈である。

須藤議長：何で調べたのか。

水野議員：インターネットで自分が調べたが、「しなければならない」が、直接的な命令で罰則的な意味である。「するものとする」は、強いけど標準的に運用に一定の柔軟性をもたせる意味合いである。「～しなければならない」は厳格に順守させたいというふうに書いてあるので確認していただきたい。

須藤議長：例規審査委員会では反対のことを言っていたのではないか。

議会事務局主幹：緩い表現と言われた。

木村委員：例規の判断でないのか。

梅村委員長：第6条は、「努めるものとする」、第10条第2項も「努めるものとする」、第10条第2項、第4項を「設けるものとする」、第11条第1項、第2項も戻す。第12条も「行うものとする」、第17条は「行うものとする」、第17条第4項、第5項も「努めるものとする」、第19条は「ものとする」、第21条も戻す。第23条、第27条も含め「ものとする」はそのままとする。

第23条の事務局の機能の所は、少し表現を変える。

水野議員：繰り返しになるが「しなければならない」は義務が発生するが「するものとする」は何か特別な事情があった場合直ちには違法にならないという差がある。例えば、何とかを設置しなければならないとあれば設置していなければ設置義務違反となるが「設置するものとする」とあれば財政事情等で仮に未設置だったとしても直ちに違法ではない。

木村委員：「ものとする」は原則としてだから例外がある。「しなければならない」は例外も認めない。「努めなければならない」と「努めるものとする」はそれほど差がないため「努めるものとする」に戻したらよい。「しなければならない」をどうするか。

梅村委員長：第17条第5項も後退するのか。

木村委員：第27条第1項と第17条第5項をどうするか。法制執務上「ものとする」が一般的なのかもしれない。例外を認めても原則の使い方をするかもしれない。今回は戻しておいて、今後の課題とする。例規審査委員会からレクチャーを受けてもよい。

須藤議長：例規審査委員会の委員長は誰か。

議会事務局主幹：税務課長である。

木村委員：改めて、話し合いをしたらどうか。

議会事務局主幹：第14条の確認であるが、予算及び決算は議案にする解釈かどうか。

木村委員：すべての議案である。

議会事務局主幹：事業別の政策説明資料も確認したい。

梅村委員長：総合計画の資料も必要である。

基本条例の改正案を整理して最終日に提案していきたい。

(2) 岩倉市議会電子情報システムの管理及び運営に関する規程の改正について

議会事務局主幹：資料を基に説明

この規程の例規審査はまだ受けていない。執行機関の改正の動きはない。

木村委員：チームの方は執行機関側の動きを報告されているか。

議会事務局主幹：まだ報告していない。

木村委員：チームに確認して今やるべきか、執行機関に合わせてじっくり構えてやるべきかチームに決めてもらった上で確認するべきである。

議会事務局主幹：議会運営委員会で報告することを伝えている。

木村委員：議会基本条例推進協議会の時に執行機関側からこのような動きがあるから変えたほうがよいが、チームに持ち帰って検討してもらう。

梅村委員長：セキュリティポリシーのように一部を改正したものと同じか。

議会事務局主幹：セキュリティポリシーは、3月までに改正して公表するもので、執行部と別で対応した。令和8年度中に対策基準の改正に着手していく。

梅村委員長：規程の改正について、チーム内で協議してもらう。

（3）岩倉市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の改正について

議会事務局主幹：資料に基づき説明

梅村委員長：改正を予定している市は、どこの市か。

議会事務局主幹：一部の近隣市を確認したところ、津島市及び江南市は改正を進めていることを確認している。

木村委員：介護保険法改正で第12条の次に第201条になることが大きな変化があるのか。

議会事務局主幹：全国市議会議長会から示された形で作成した。

木村委員：介護保険法第201条が追加された形となるが、第12条がなくなったのは、識別番号として取り扱うのか。議運メンバーが知ってもらったうえでわかるものがあればよい。6月14日は国会の会期末か。

議会事務局主幹：6月14日の施行は、入管法関係が施行されるものである。

木村委員：介護保険法も同様か。

議会事務局主幹：介護保険法関係は、別の日の施行になる。

梅村委員長：資料を受け取って判断したらどうか。

木村委員：議運内のメンバーがわかるようにして、資料配付をお願いしたい。

梅村委員長：定例会最終日の議会運営委員会で決めていく。

（4）その他

（議員ロビーのテレビ撤去について）

議会事務局主幹：8階議員ロビーのテレビを3月18日に市役所庁舎内にあるテレビの一斉撤去に伴い撤去した。3月定例会最終日から本会議の中継を

見ることができなくなる。

木村委員：新年度予算にNHK受信料がなくなり家電リサイクルの費用が計上されているのはそのためか。

議会事務局主幹：今回の撤去は、行政課が予算執行することを確認している。

梅村委員長：議長室のモニターを出すか、タブレットを置くか。

議会事務局主幹：スマートフォンでYouTubeから中継を見ることができ

る。
議会事務局長：学校で使用していたタブレットを5台程度議会にいただける話をしているので、そのタブレットを使ってロビーで見えていただくことも可能である。

須藤議長：タブレット5台は傍聴者用なのか。

議会事務局長：傍聴者用だけでなく他の用途にも使える。図書室に官報や県公報の電子版も見ることができる環境整備や、将来的な文字配信にも使用したい。

(4月臨時会について)

梅村委員長：臨時会について説明をお願いしたい。

議会事務局主幹：4月13日に臨時会開催の前提で事前に議員へお知らせをした。会期(案)をお示しする。協議をお願いしたい。

梅村委員長：この定例会での追加議案の予定があるのか。

議会事務局主幹：追加議案の話は聞いていない。

須藤議長：3月定例会での追加議案に間に合わないと聞いており、臨時会をお願いしたい。

梅村委員長：議会運営委員会は4月7日になるようだが、午後から議会基本条例検証特別委員会なので、午前10時開催でよいか。(了承)

議案の説明はどのようなか。

議会事務局長：議案は1議案のようだ。このタイミングで臨時会を開催した事例はなく、議案の説明をどう受けるかは、臨時の全員協議会を開催するとか検討しないとイケない。

梅村委員長：議案に関する資料の量がなければ、説明を受け取るか。

木村委員：執行機関の資料がどれくらいで整うのか。それによって資料受取か、臨時の全員協議会かである。

須藤議長：4月8日か9日が特別委員会のときに行うか。

梅村委員長：法律改正に伴うものである。

木村委員：必要があれば、特別委員会の前後で行うものでよいか。

須藤議長：総務部長は、説明に時間がかからないと言っていたのでないか。

7日の特別委員会の前に説明の場を設けてはどうか。

木村委員：4月1日の議会運営委員会の時点で、議案の内容がわかるのでないか。1日に内容がわかれば議運で判断して資料配付でよければよいし、必要だったら検証特別委員会の前後でどうか。

梅村委員長：1日に行政課長が出席する際に説明してもらったらどうか。

議会事務局主幹：1日の議会運営委員会に行政課長は出席しない。

須藤議長：一度聞いてもらい、議会運営委員会で説明してもらったらどうか。

木村委員：おそらく資料配付でよいのでよいと思う。7日の議会運営委員会でわかればよい。

須藤議長：今月中は難しいようだ。自動車税は5月からである。

木村委員：軽自動車税の金額が制度改正により変更されるから、通知するために議決が必要と思う。

梅村委員長：4月13日は臨時会で、7日を議会運営委員会とする。(了承) 議案に関する説明の機会は様子見としたい。

木村委員：7日の議会運営委員会で判断すればよい。3日間の間で説明に来てもらうのは可能でないか。

須藤議長：7日の議会運営委員会で可能でないか。

議会事務局長：6日が告示なので、議案ができています。

須藤議長：説明に来たのは総務部長でないか。

議会事務局長：議運のメンバーでなく、全員に説明が必要である。

木村委員：その時点で判断して、必要なら特別委員会の後に総務部長に説明してもらえばよいのでないか。

(議会基本条例推進協議会の開始時間について)

水野議員：明日の議会基本条例推進協議会の開始時間が繰り下がるとメール連絡があったが、開催時間は決めてあるのか。

須藤議長：長谷川帝勝選手のセレモニーがあるからである。

木村委員：正式な時間を決めたほうがよいということか。

議会事務局主幹：先週木曜日に議会基本条例推進協議会の打ち合わせを行い、午後1時45分から開催する旨の通知を決裁中である。決裁後、本日中に通知する。

(5月臨時会について)

梅村委員長：議案を聞いているのか。

議会事務局長：正確に聞いていない。

木村委員：5月1日の議会運営委員会について、メーデーということもあり
可能であれば開催時間の変更ができないか。

梅村委員長：5月1日の議会運営委員会は、午前9時30分から開催する。

(了承)

5月連休中の議会運営委員会の開催時期をいずれ検討したい。

1 1 その他

なし